

## 補助金等事業概要

|                 |  |
|-----------------|--|
| 補助事業名           | 佐渡市シルバー人材センター運営事業補助金   |
| 補助の区分           | 団体運営補助、事業補助（協調事業補助）  |
| 補助の概要           | 高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るため、公益社団法人佐渡シルバー人材センターが行う事業に要する経費に対し補助金を交付する。 |
| 補助事業者           | 公益社団法人佐渡シルバー人材センター   |
| 補助対象経費          | 高齢者就業機会確保事業：報償費、旅費、需用費 等<br>シルバー人材センター企画事業：在宅高齢者の生活支援事業に要する経費    |
| 類似補助の有無         | 無  |
|                 | ○同種の補助金の統合検討   |
| 補助金額（定額、上限、下限等） | ・運営補助事業6,830千円    ・高齢者サポート事業4,170千円                              |
|                 | ○少額（5万円以下）補助金の理由   |
| 補助率等            | 厚生労働省が定める基準額により、センターに対する内示額を限度とする。                               |
|                 | ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由   |
| 数値目標等           | A 数値化  |
|                 | 高齢者の雇用支援：登録会員数1,000人<br>高齢者の就業拡大：事業受託数8,000件                     |
|                 | ○目標に対する費用対効果（計算式）  |
|                 | 高齢者が収入を得ることで生きがいと経済効果が生まれる。                                      |
|                 | ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法  |
|                 | 高齢者の就業機会を拡大させ、福祉の増進を図ることを目的として実施するため、費用対効果は算出できない。               |
| 補助制度開始          | 平成30年4月1日  |
| 見直し時期           | 令和8年9月30日  |
| 補助終期            | 令和9年3月31日  |
|                 | ○終期の設定が3年を超える場合の理由   |
| 補助事業の募集・開示等     | ○開示内容及びその方法（手段）<br>佐渡シルバー人材センターに申請書を送付                           |
| 事業担当            | （担当部署）<br>高齢福祉課  |
|                 | （電話番号）<br>0259-63-3790   |